

令和8年度

池田市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

池 田 市

はじめに

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、本市の一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な事項を年度ごとに定めるものである。

基本的事項

1. 計画の目的

池田市域から発生する一般廃棄物に関して、ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、排出された廃棄物の適正な処理を行うことにより、資源の有効な確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和8年度の実施計画を定める。

2. 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 計画区域

池田市全域

4. 収集・運搬及び処理の対象

池田市内で発生するすべての一般廃棄物

第1章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の発生量及び計画処理量

(1) 一般廃棄物の発生量及び計画処理量

項目	単位	令和8年度計画値	【参考】令和6年度 (実績)
家庭系収集ごみ	t/年	18,000	17,784
事業系ごみ	t/年	8,845	8,528
直接搬入ごみ	t/年	1,959	1,450
総ごみ排出量	t/年	28,804	27,762

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

(2) 資源化量

項目	単位	令和8年度計画値	【参考】令和6年度 (実績)
中間処理後資源回収量	t/年	2,616	2,790
集団回収量	t/年	1,447	906
総再資源化量	t/年	4,064	3,696

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

2. 収集・運搬計画

(1) 家庭系収集ごみ

下記表のとおりに一般家庭から排出されるごみを戸別収集する。また、ごみは収集日の当日、午前9時までには排出するよう案内する。

区分	実施形態	排出方法	回数	摘要
燃えるごみ (家庭系)	一部委託	燃えるごみ用指定袋	週2回	生ごみ、紙くず、プラスチック類(トレイ類以外)、衣類・履物類、落葉・刈草等
空き缶・空きびん (家庭系)	一部委託	ポリバケツ・カゴ等	月2回	空き缶、空きびん、アルミ類、スプレー缶
粗大ごみ・ 燃えないごみ	委託	粗大ごみ (シール式処理券) 燃えないごみ用指定袋	月1回	電気製品(家電4品目以外)、家具類、陶器、割れガラス、その他(自転車、電池類、蛍光灯等)
紙パック・新聞・本・ 雑誌・段ボール	直営	ひも縛り	月1回	紙パック、新聞、本・雑誌、段ボール
ペットボトル	直営	ポリバケツ・カゴ等	月2回	飲料用、調味料用(醤油のみ)、酒類
トレイ類	直営	透明か半透明の袋	月2回	食品トレイ、卵パック、発泡スチロール、弁当容器類や中敷、カップ類等
臨時ごみ	直営	有料(事前予約制)	随時	1m ³ につき3,000円

収集・処理できないもの

家電4品目	エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫
家庭用パソコン	パソコン本体、ディスプレイ
危険物	ボンベ類、爆発物、劇薬、毒物、発火物、シンナー、ガソリン等
業務用廃(材)品	陳列ケース、事務機類、医療用具、自動販売機、業務用冷蔵庫等
建築廃材	柱板類、建具、タイル、洗面台、ブロック、畳類
その他	車、バイク、農機具、バッテリー・タイヤ等車のパーツ類、ピアノ、仏壇、耐火金庫、消火器、ペンキ類、木の切り株、土砂等

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、市から当該廃棄物に係る収集運搬の許可を得た業者(8社)による収集又は自己によるクリーンセンターへの搬入とする。

(3) 直接搬入ごみ

排出者による自己搬入については、「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定めたごみ処理手数料で受け入れる。

3. 処理施設の整備

- (1) クリーンセンターの維持管理
- (2) ごみ処理広域化に関する可能性の検討

4. 排出抑制のための実施施策

- (1) 生ごみ処理機の普及促進

生ごみ処理機の購入費の一部を助成し、生ごみの減量と堆肥化によるリサイクルを促進する。

- (2) 食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等

令和5年に北摂の7市3町と11事業者により締結した「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」に基づき、事業者と自治体が連携し、各種啓発や取り組みを引き続き実施する。

- (3) 事業系ごみの減量化及び適正処理の推進

事業系ごみの排出量が月間3tを超える事業者については、「多量排出事業者制度」により廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画の作成及び実績報告を義務付け、事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進する。

- (4) 集団回収活動の推進

自治会等の地域団体による集団回収活動を支援し、市民のリサイクルに対する意識の醸成及びリサイクル率の向上を促進する。

- (5) 食品廃棄物リサイクル等の推進

食品リサイクル法に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや啓発活動を推進する。

- (6) 廃食油の回収の実施

環境にやさしい循環型社会の構築を目指し、不用となった廃食油を回収する。回収した油は軽油代替燃料のバイオディーゼル燃料（BDF）などにリサイクルする。

第2章 生活排水処理実施計画

公共下水道および猪名川流域関連公共下水道の整備により公共下水道普及率 100%を維持するとともに、全戸の汚水処理及び水洗便所への切り替えを促進する。